

様式 4

第 1 4 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日 (木) 午後 6 時 0 0 分～午後 8 時 0 0 分 高石市役所会議室 2 0 2	
出席委員	3 名全員 (大学教授 1 名、大学准教授 1 名、弁護士 1 名)	
事務局	契約検査課：塚本課長、伊奈課長代理、山内主事 街路河川課：中村主査、齊藤主事 建築住宅課：酒井課長、松本課長代理 上下水道課：弓中課長、清水課長代理、堀計画工務係長、植山主査、船富主査	
審議対象期間	平成 2 5 年 4 月～平成 2 5 年 9 月	
抽出案件	6 件	通常指名競争入札 ・ 3-17-8-20号線他管布設工事(面整備) ・ 高陽幼稚園津波避難タワー建設工事 ・ 道路照明灯・道路反射鏡設置工事 ・ (改良25-5)加茂中通り配水管布設工事 随意契約 ・ 3-17-3-11-1号線他管布設工事(面整備)に伴う付帯工事 ・ (改良25-1)3-16号線他水道管移設工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは、概ね妥当である。 入札及び契約に関する公表において、随意契約の理由及び根拠法令の明確化を検討されたい。	

委員	事務局
1 委員長職務代理者の選出について	
委員長により委員長職務代理者が選任された。	
2 第13回の議事概要の修正に確定について	
事務局から第13回の議事概要の修正について説明があった。	
3 平成25年度上半期の工事請負契約に関する入札及び契約手続の運用状況について	
<p>今期は随意契約した事案が多いように見受けられる。</p> <p>その中でも「ふれあいゾーン複合センター温水プール天井補修工事」及び「取石小学校防滑シート張り工事」の落札率が比較的低い。どのような理由が考えられるか。</p> <p>見積徴取が1者によるか複数によるか選択する基準はあるか。</p> <p>当該2件以外の随意契約した事案についてはどうか。</p>	<p>「ふれあいゾーン複合センター温水プール天井補修工事」については4者から、「取石小学校防滑シート張り工事」については5者から見積徴取のうえ随意契約した。他の随意契約した事案は、全て1者からの見積徴取による随意契約である。複数の業者から見積徴取した当該2件の方が、より競争性が発揮された結果ではないかと考える。</p> <p>随意契約については、地方自治法施行令第167条の2及び高石市契約規則第34条による。</p> <p>「ふれあいゾーン複合センター温水プール天井補修工事」については、利用者の安全性を確保し、速やかに施設を再開する必要があったため、地方自治法167条の2第1項第5号に掲げる緊急の必要により、4者から見積徴取のうえ、随意契約した。</p> <p>また、「取石小学校防滑シート張り工事」については、同法同条同項第1号及び高石市契約規則第34条第1号に定める予定価格が130万円の範囲内であることから、5者から見積徴取のうえ、随意契約した。</p> <p>当該2件以外については、内容から施工できる業者が1者に限られるか、もしくは本工事を施工した業者と随意契約することが著しく有利であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号または第6号により随意契約した。</p>

<p>「高石市庁舎本館東側E V改修工事」について、契約者はエレベータの日常的な点検等を行う管理者であるか。</p> <p>高石市契約規則第36条によると「(前略)なるべく2以上のものから見積書を徴さなければならぬ」とあるが。</p>	<p>エレベータの製造者である。</p> <p>本工事はエレベータの主要部品の取替え工事であり、取替え部品は製造者ごとに独自の技術を用いているため、他の製造者が汎用品で改修することは不可能であり、また、制御装置の制御方式や信号伝達方式についても独自の技術を用いているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約した。</p> <p>本件のように1者しか施工しえない場合は1者からの見積徴取による。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項の運用については、平成20年2月28日決裁の高石市随意契約ガイドラインで内規を定めている。</p>
<p>4 平成24年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について</p>	
<p>指名停止の理由はなにか。</p> <p>高石市との関連はあるか。</p> <p>指名停止中の業者に発注したのか。</p>	<p>○ 談合情報及び指名停止について、事務局から次のような説明があった。</p> <p>談合情報はなし。</p> <p>2者に対して、平成25年6月10日から6ヵ月間の指名停止を行った。</p> <p>1者は談合、もう1者は贈賄による。</p> <p>両者は高石市内及び準市内業者のいずれでもない。それぞれ指名停止に至る事由を起こした場所は高知県と愛知県である。</p> <p>うち1者については、平成25年2月に道路整備工事を発注している。</p> <p>指名停止中の業者は、入札には参加させない。</p> <p>入札時点では、指名停止とはなっていなかった。</p>

<p>指名停止の原因が談合であるが、当該工事入札では談合の疑いはないか。</p>	<p>抽選により落札者を決定したため談合の疑いはない。</p>
<p>5 抽出事案の審議について</p>	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>契約検査課及び上下水道課分ともに一般競争入札はなし。</p> <p>契約検査課発注の通常指名競争入札から金額が最大の事案1件、抽選にて決定した事案1件、抽選とならなかった事案1件、随意契約から落札率の高い事案の中で金額が高い事案1件を抽出した。</p> <p>また、上下水道課発注の通常指名競争入札から金額が最大の事案1件、随意契約から落札率が高く金額も高い事案1件を抽出した。</p> <p>○ 3-17-8-20 号線他管布設工事（面整備）</p> <p>経営事項審査の総合評価点が低い業者から市外業者を選定しているが、設計金額が、発注区分のBランクに該当する範囲内で、比較的低い金額の事案であるためか。</p> <p>高石市指名競争入札参加者選定基準によると、設計金額2億円未満については、指名業者数は8者以上であるが、これを充足する範囲で最少の指名業者数とするのか。</p> <p>辞退が出て入札参加者が8者に満たないが問題はないか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>同選定基準に定める業者数は、最低限必要な数として認識している。</p> <p>市内業者で必要な指名業者数を充足できず、市外業者を指名した。</p> <p>指名の段階で、既に競争性が発揮されており、問題はない。</p>

<p>○ 高陽幼稚園津波避難タワー建設工事</p> <p>指名業者6者のうち4者が辞退していることについて考えられる理由はあるか。</p> <p>また、辞退した業者になにか共通点は見受けられるか。</p> <p>本件は発注区分の等級がDランクに該当する事案であるが、上位ランクのCランクの業者も指名されている。</p> <p>上位ランクを指名するか直近下位ランクを指名するかを選択の基準はあるか。</p> <p>建築一式を第2希望とする業者も指名されているが。</p> <p>津波避難タワー建設は難易度の高い工事であるか。</p> <p>災害時には市民の生命に関わる重要なものであるだけに参加業者が少なかったのは残念である。</p>	<p>推測ではあるが、津波避難タワーは自社で製作できず、製造者から購入して設置するため、十分に利益を確保できないと判断したのではないか。</p> <p>全て市内業者であるが、共通点は特に見受けられない。</p> <p>高石市指名競争入札参加者選定基準第3条第2項の規定により、「市内業者については、前項（略）に規定する発注区分の等級より上位又は直近下位の等級の業者についても選定することできる」と定められている。</p> <p>基本的には施工能力の高い上位のランクの業者を指名する。</p> <p>本件の指名の時点では、建築一式を第1希望とするDランクの業者に別工事を施工中の業者が多く、第2希望の業者を指名しなければ必要な業者数を充足することができなかつたためである。</p> <p>大阪府下では例のない工事である。 一般的な鋼構造物と大きな差はないが、水圧に対する強度を確保するため、製造者は限定される。</p>
--	--

<p>○ 道路照明灯・道路反射鏡設置工事</p> <p>落札率が91.5%と他の事案より高い理由はなにか考えられるか。</p> <p>営業実績から指名業者を選定したとのことであるが、どのように実績を評価しているのか。</p> <p>契約検査課への営業のために人件費をかけていることは評価に値しないのではないか。</p> <p>入札参加資格を有していても営業に来ない業者もあるか。</p> <p>業者の営業コストを間接的に負担していることになるこの評価方法は、検討の余地があると思われる。</p> <p>価格や技術を評価できる方法を模索すべきではないか。</p>	<p>施工場所が市内各所に分散しており、現場の管理に経費を要するためと推測される。</p> <p>業者が契約検査課の窓口に営業に来た回数を営業実績として評価している。</p> <p>1度も営業に来ていない業者も多数ある。</p> <p>営業については、受注意欲の1つであると認識している。</p> <p>慣行的な名刺置き営業の評価については、今後の課題とする。</p> <p>また、工事の多くは、技術的な工夫の余地がほとんどないものであると考えられる。</p>
<p>○ 3-17-3-11号線他管布設工事（面整備）に伴う付帯工事</p> <p>付帯工事を本体工事の施工業者1者と随意契約するのであれば、本体工事の設計に組み込めばよいのではないか。</p> <p>本体工事の契約金額はいくらであったか。</p>	<p>本体工事において年度をまたぐ変更契約は締結できない。</p> <p>また、本件のような管布設工事においては、地中障害など設計段階では不確定な要素も多く、当初の設計どおり進捗することは難しい。</p> <p>17,178,000円である。</p>

<p>○ (改良 25-5) 加茂中通り配水管布設替工事</p> <p>市指定給水装置工事事業者の資格を有し、高石市契約規則第 6 条に規定する有資格者名簿において、希望業種が管工事で登録されており、さらに市と高石市水道災害対策協定を締結している業者 8 者から高石市内に本店をおく業者 7 者を指名したとのことであるが、1 者外した根拠はなにか。</p> <p>市と高石市水道災害対策協定を締結している業者を優先的に指名する根拠はあるか。 また、新たに別の業者が同協定を締結することは可能か。</p>	<p>1 者は高石市内に支店をおく業者であり、高石市指名競争入札参加者選定基準第 2 条第 2 号に定める準市内業者であるため、指名の順位は市内業者より下位となる。</p> <p>同条第 1 号に定める業者で必要な指名業者数を充足できない場合に指名される。</p> <p>同協定を締結している業者は、災害発生時に水道管路の復旧を行う。よって市域内で営業している業者が主となる。優先的に指名する根拠は、災害時の応急対策活動への姿勢を参考にしており、近隣の自治体でも同様の基準を設けている。</p> <p>業者側からの意思表示があれば、新たに締結するか検討することができる。</p>
<p>○ (改良 25-1) 3-16 号線他水道管移設工事</p> <p>高石市契約規則第 3 4 条第 1 号によると、工事又は製造の請負において随意契約できる額の範囲は、1 3 0 万円までとなっている。本件は入札ではなく見積合わせであるので、予定価格が 1 3 0 万円以下であることは推定できる。それにもかかわらず、落札者を除く 5 者が 1 3 0 万円以上の金額を提示している理由はなにか。</p> <p>1 3 0 万円以上を提示した業者らは、落札できる可能性が全くないわけである。このことについて疑義は生じないか。</p> <p>業者には本件が入札ではなく見積合わせであることはどの時点で明らかとなるか。</p>	<p>各業者の積算の結果と認識している。</p> <p>落札者も 1 回目の見積金額が 1 3 0 万円であるため、これに消費税及び地方消費税を合わせると 1 3 0 万円を超えてしまう。よって疑義は生じない。</p> <p>通知の時点で明らかである。</p>

<p>再見積金額はどのように提示させたか。</p> <p>1 回目の見積で最低金額を提示した業者が、2 回目の見積を拒否することもできるか。</p>	<p>話し合いによる。</p> <p>拒否することもできる。その場合は、次に低い金額を提示した業者と話し合いを行う。</p>
<p>6 随意契約の理由について</p>	
<p>随意契約の理由及び根拠法令は公表されているか。</p> <p>高石市随意契約ガイドラインによると、随意契約の理由についてさらに詳細に示されているが、公表においては根拠法令までとしている理由はなにか。</p> <p>随意契約の透明性を高めるためにも理由はできるだけ明確に記載することが好ましいと考える。</p>	<p>○ 平成25年度上半期の随意契約について、それぞれの理由及び根拠法令が事務局から説明された。</p> <p>工事に係る入札及び契約に関する公表を行政資料コーナー及び高石市ホームページにて掲出しているが、指名・随意契約理由の欄に記載されている。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約については、該当する条文を示している。</p> <p>同条第2号を用いる場合は、個別に理由を掲載している。</p> <p>その他の号を用いる場合については、今後、検討したい。</p>
<p>7 高石市附属機関条例について</p>	
<p>事務局から平成25年10月3日付で高石市附属機関条例が制定され、高石市入札等監視委員会が市長の附属機関とされた旨の説明があった。</p>	